

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和7年12月23日(火) 午後6時00分 から 午後7時20分まで
開 催 場 所	所沢市役所 7階 研修室
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、長田悦子、田口義明、畠中智美、藤本浩志
欠席者の氏名	近藤宏一(職務代理)、落合典子、菅谷祐子
議 題	(1)会長・職務代理の選出について (2)会議運営について (3)報告事項 (4)その他
会 議 資 料	資料No.1 会議次第 資料No.2 審議会委員名簿 資料No.3 機構図 資料No.4 情報公開制度・個人情報保護制度のあらましと実施状況 ～所沢市生涯学習まちづくり出前講座のレジュメより～ 資料No.5 所沢市情報公開・個人情報保護審議会と審査会 資料No.6 所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例 資料No.7 所沢市情報公開・個人情報保護審議会運営方針 資料No.8 防犯カメラの設置に関する報告 資料No.9 所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例
担 当 部 課 名	市民部市民相談課長 守谷 秀明 市民部市民相談課市政情報センター所長 田中 栄治 市民部市民相談課主査 相馬 式子 市民部市民相談課主事 清水 悠太 電 話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
田 中 所 長	・会議の開会を宣言 ・委員8名のうち過半数である5名が出席していることから、会議が成立していることを確認 ・会長が決定するまでの間、守谷課長が仮議長を務めることを説明
	議事(1) 会長・職務代理の選出について
仮 議 長	(これより、会長が決定するまでの間、守谷課長が仮議長を務める。) ・配布資料の確認(事務局が資料の確認を行った。) ・傍聴者の確認(傍聴者なし。) 会長・職務代理の選出について、審議会条例第5条第1項の規定によりますと、会長は「委員の互選によって定める」となっております。どなたか、ご推薦いただけますか。
田 口 委 員	当審議会の審議事項である情報公開や個人情報保護の問題に造詣が深く、これまでも会長として議事進行に当たっていただいた千草委員に引き続きお願いしてはどうでしょうか。
仮 議 長	ただいま千草委員を会長にとのご意見がございましたがいかがでしょうか。
委 員	(異議なし)
仮 議 長	ご異議がありませんので、千草委員が当審議会の会長に選出されました。千草会長に就任のご挨拶をお願いします。
千 草 会 長	(挨拶)
仮 議 長	ここで、会長が選出されましたので、仮議長を降りさせていただきます。これより、審議会条例第7条第1項に基づき、千草会長に議長をお願いいたします。
議 長	職務代理の指名について、事務局から説明をお願いします。
田 中 所 長	職務代理は会長が指名することと条例第5条第3項に規定されていますので、会長から指名をお願いいたします。
議 長	これまで職務代理をお願いしていた近藤委員に引き続きお願いします。
田 中 所 長	ただいま指名がありましたが、近藤委員は本日欠席でございますので、明日事務局よりご連絡いたします。
	議事(2) 会議運営について
議 長	では、議事(2)の会議運営について事務局から説明してください。
田 中 所 長	・資料No.4～7及び資料9に基づき、会議運営、情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について説明

議 長	ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。
藤 本 委 員	所沢市がやっておられるのかと思って、市のホームページを検索してみましたが、所沢市生涯学習まちづくりの出前講座にたくさんリストがあつて、その中に、情報公開・個人情報保護について掲載されています。これは市の事業としてやっているものですか。
田 中 所 長	はい、その通りです。
藤 本 委 員	それは所沢市生涯学習推進事業ですね。この講座をうちでやってくださいという要望が来た場合には提供されるのですか。
田 中 所 長	講座の申込みが生涯学習推進センターに寄せられますと、資料を用意して、会場と日程を調整しながら、お伺いさせていただいております。
藤 本 委 員	在住・在勤・在学の10人以上ですね。無料ですね。
田 中 所 長	情報公開事務・個人情報保護事務もこの講座の一つでございます。
議 長	ほかに何かありますか。
畠 中 委 員	資料4のスライド16番のうち、「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合」のイメージが分かりません。具体例はありますか。
田 中 所 長	これは請求にならないと難しいのですが、条例施行時に次のような事例がありました。ある団地の地主さんが亡くなられて、その息子さんに引き継がれたのだけれども、団地を管理する企業が団地の図面などを失くしてしまった。しかし、建築確認の時には図面等を市に提出することになっているので、市が保有している図面等の開示を請求したケースがあります。そこで、請求者の本人確認をした上で、登記簿によってこの団地の土地等は請求者に引き継がれていることを確認して請求を受け付けております。 当時は、息子さんが亡くなられたお父様の情報を開示請求したいという相談があつて、息子さんが持参した色々な資料を確認した上で、請求を受け付けました。この種の開示請求では、例えば図面等にお父様以外の方の名前や印影があるなどの場合は部分的に非開示になる可能性があります。それはケースバイケースですが、公文書があればその中で判断することとなります。
議 長	純粹に死者の名誉みたいなものなのですかね。
田 中 所 長	難しいご質問ですが、個人情報かどうかは、生存する個人であることが原則であり、死者に関する情報は原則としては開示にはならないかと思います。
議 長	他にいかがですか。
藤 本 委 員	先ほどの生涯学習まちづくり出前講座ですが、すごいと思ったのが、これ全部で82件のコンテンツがありますが、実績はどれぐらいあるのですか。

田 中 所 長	私は、令和 2 年度から市政情報センターに配属されておりますが、令和 6 年度に初めて申し込みがありました。その前が平成 30 年度だったかと思います。令和5年4月に個人情報の保護に関する法律が改正されましたので、内容を精査しなくてはという思いでこのような資料を作りました。実はそのベースになっているのが職員研修のレジュメでして、所沢市では新規採用職員研修、また主任や主事級の職員を対象としたマイセルフ研修、課長補佐級昇任者研修において資料を作って研修を行っており、また、年に 1 回、外部講師の方にお越しいただいて、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する研修を行っています。
藤 本 委 員	この審議会はまさにこのキーワードの 8 番目なのですが、全部でこのようにたくさんコンテンツがあるので、もっと活用されたらよい。既にたくさん活用されているのだろうなという思いで伺いました。
田 中 所 長	実際、コロナ禍においては、外への活動ができなかったのが実情で、市政情報センターの入口にある書棚にも出前講座の案内を置いてありますが、なかなか申込みがありません。
藤 本 委 員	ありがとうございます。持ち帰ります。
議 長	他にいかがですか。
長 田 委 員	私も以前この審議会の委員を受けるときにもこのような説明を受けており、何年か経ってご説明いただくと、やっぱり新鮮だなと思います。 ただし、これができていないから事件になったわけじゃないですか。結局人間のその情報が流れて、AIの利用もどんどん進んできて、利用者側の意識は全然持っていないという現実があります。この説明はすごく重要なことですよね。もうちょっと簡単に市民へ伝わるとさらに良いと思います。 日常生活の中で、自分の情報が漏れたときには、はっと気がつきますが、それまでは気がつかないわけですよね。ここまで管理されているし、私も仕事上、驚くぐらいの情報が出てきます。市役所の人たちはどのようにこれを管理しているのかなと時々疑問に思うぐらいです。結局簡単にコンピュータを操作すればたくさん情報が出てきますから、必要以上の情報を市は得ていると思いますが、その重要性には気づいていないですよね。私は仕事で見えていますからこんな情報を何で出すのだろうというような怒りを覚えることはよくあります。でも市民は、自分の情報がここまで出ていることには気づいてない、何か事件に巻き込まれたときに初めて気づくのだろうと思うので、ぜひこれはさらに検討を加えて届くように、「うちでも出前講座をやってください」と言われるようなことを行っていたきたいと思いました。
議 長	いかかでしょうか。その点についても大事なことだと思いますが。
田 中 所 長	ご意見はごもっともです。色々な形で提供していこうとは思っていますが、こ

	のスライドの図で説明させていただいたとおり、請求がないと始まりません。ただ、個人をSNSで攻撃するなどプライバシー侵害の問題は重大だと思っております。それは個人情報保護制度とは別の話ということかなと思います。 なぜ他人に個人情報を言いふらしてはならないのかということにつきましては、スライドの中にあえて残しています。それは出前講座において、プライバシー侵害はよくないと。例えば入院中の患者さんの近所の方が井戸端会議で言うようなことはやめましょうということだと思います。個人情報保護委員会では漫画を提供するなどして小学生や中学生でも分かるような工夫をしております。先ほど自己情報コントロール権の話をしました、個人情報保護制度は他の制度と比べれば新しい制度ですので、それを色々なところで教育などに提供していくことについては国の方でも可能ではあると認識しておりますし、当市においても、出前講座をどんどん活用していただければと思います。
長 田 委 員	こういうものをどんどん利用できるような方向にいくとよいと思います。
議 長	マンパワー上の限界もありますが、どうですか。
田 中 所 長	組織上、市政情報センターは、市民相談課をはじめ職員の皆様のご協力により仕事しておりますので、事務の応援を考えながら、出前講座の申し出があれば積極的に応じてまいりたいと考えております。
議 長	他にはどうですか。
田 口 委 員	今日は個人情報全般のルールをご説明いただきましたが、個人情報の問題については、二つの側面があって、一つは市民サイドから自分に関する情報がどのように取り扱われるのだろうかという、ルールの理解の問題です。そうしたルールを知っていただくのは非常に大事だと思います。 もう一つは、個人情報を集めてそれを事業や業務に使う際の問題です。民間事業者であったり、国や地方公共団体であったりしますが、個人情報を集めてそれを事業や業務に使うサイドが守るべきルールの問題があります。そちらの方の問題は、今日の資料4のスライド 25 番以降に示されています。個人情報を集めるときには、利用目的を設定して、その範囲内で集めるということ。次に、その集めた個人情報をどう取り扱うか、利用するかなどの問題です。このところが非常に大事であって、その点については、市役所などでも、職員への研修等をしっかりとやっていただく、民間事業者のサイドでもそれをしっかり守ってもらう必要があります。 そうした両面で、このような講習会などの場に応じて、特に重点を置いて行っていただくことが大事ではないかと思います。
田 中 所 長	出前講座で申し上げますと、参加者からの反応はあまりありませんが、この審議会でこの資料を見ていただくことで、貴重なご意見を皆様からいただきましたので、さらにより良いものにしたいと考えています。
議 長	それでは、この議題(2)については、この辺にしたいと思います。 次に議題(3)報告事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

	議事(3) 報告事項について
田 中 所 長	・資料8に基づき、防犯カメラの設置状況について説明
議 長	ただいまの説明について、委員の皆様から質問や意見はありますか。
委 員	(質問・意見なし)
議 長	続いて議事(4)その他に移ります。事務局から説明をお願いします。
	議事(4)その他
田 中 所 長	通常の個人情報の取扱いにさらに保護措置を上乗せしているのがマイナンバーの取扱いとなります。お手元に配付いたしましたのは、特定個人情報保護評価書のうち全項目評価書(案)となります。 次回は年明けになりますが、この評価書の取扱いについて第三者点検を行う予定です。この評価書について簡単に説明します。 この評価書の1枚目の裏に評価書の一覧がございます。評価書の構成は、事務の概要等を示したⅠ 基本情報をはじめ、Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、Ⅲ その取扱いのプロセスにおけるリスク対策、Ⅳ その他のリスク対策、Ⅴ 開示請求、問合せ、Ⅵ 評価実施手続でございます。 固定資産税賦課事務の評価書(案)の29 ページⅥ 評価実施手続の2. 国民・住民等からの意見聴取の箇所にあるように、12月 19 日までにパブリックコメントの手続を終えております。 評価書に対する意見は0件でしたが、その次に第三者点検として所沢市情報公開・個人情報保護審議会が審議いたします。内容としては、この評価書(案)の内容についての点検になります。 次に評価書の7ページはⅡ 特定個人情報ファイルの概要ということで、このファイルに何の項目があつて、どのような目的で事務を行っているのかについて書かれています。8 ページでは特定個人情報の入手・使用について、9 ページは特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、10 ページは特定個人情報の提供・移転は行っていないので点検の対象外となります。11 ページは特定個人情報の保管・消失について。12 ページから16ページまでは特定個人情報ファイルの記録項目が掲載されています。これらの項目がマイナンバーと紐づいているため特定個人情報となります。 重要なのは、評価書 17 ページ以降のⅢ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策です。まず、1. が特定個人情報ファイル名で、2. 以下が特定個人情報の入手から始まって使用や取扱いの委託であるとか、提供・移転、さらには保管・消失といったプロセスでのリスク対策を記載することにより、事業を行う前に特定個人情報の取扱いは安全ですと宣言するためのものがこの評価書になります。 この評価書は元々、基礎項目評価と重点項目評価という形で提出していただきました。ところが、この評価書の26 ページ「過去3年以内に評価実施機関において個人情報に関する重大事故が発生したか」の箇所の(2)にあるように、職員が14名の親族の個人番号を不正に取得し、所得状況等を調べ、扶養して

	いる事実がないにもかかわらず、職員自身及び配偶者の市・県民税の扶養控除の修正申告を行い、不正に利益を得たという事案が発生したことに伴い、評価区分が引き上げられております。もともとこの評価書は重点項目評価でしたがこの事故が発生したことに伴って、全項目評価に引き上げられております。全項目評価は、リスク対策について重点項目よりもさらに詳しいリスク対策を載せなければなりません。 特にチェックしていただきたいのはリスク対策の部分です。ただし、今申し上げた評価書 10 ページの部分については、評価の再実施の対象外です。それ以外のリスク対策についての質疑応答という形になります。 実際には、今回は固定資産税賦課事務と税収納・滞納整理事務の評価書案をいただいておりますが、12 月 19 日までのパブリックコメントは、他にも国民年金に関する事務、国民健康保険の賦課事務及び給付事務があり、これらの評価書 5 件について第三者点検を行う予定です。 その第三者点検ですが、年明けの 1 月 9 日と 1 月 15 日に行う予定で担当部課と調整しております。1 月の第三者点検は、2 課ずつ行う予定です。次回は、今日配布した二つの評価書について点検を行い、次々回は残りの評価書について点検を行う予定です。この第三者点検が終わりましたら、事務局である市政情報センターが取りまとめて国の個人情報保護委員会に提出させていただいて、そのホームページに公表されることになります。 次回以降は今申し上げた形で審議を行います。また、後日開催通知等をご案内いたしますが、今日お配りした評価書は次回審議会の会議資料となります。残りの評価書については、会議の開催が決定次第、開催通知と共に送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。
議 長	その他にありますか。説明があったこと以外でも結構ですが、いかがですか。
田 口 委 員	1 月 9 日(金)と 15 日(木)の 2 回で計 5 件の審議を行うということですか。
田 中 所 長	そのような予定で考えていますが、諮問書がまだ届いていない状況です。諮問書が届き次第、開催日程等の調整となります。実施機関とも調整を行いますが、今のところ 1 月 9 日と 15 日で行う予定です。
議 長	他に何かありますでしょうか。
田 口 委 員	1 月の 2 回以降の予定を分かる範囲でお願いします。
田 中 所 長	令和 7 年度については、来月の 2 回開催で終了の予定です。来年度については、この第三者点検が少なくとも 1 件あり、市民課所管の住民基本台帳に関する事務が残っています。 また、国の動向次第ではありますが、個人情報の保護に関する法律はおおむね 3 年ごとに改正をすることになってはいますが、今年の通常国会では提出がありませんでした。仮に、来年の通常国会に改正の法案が提出され成立した場合において、地方公共団体の個人情報の取扱いにも変更が生じる場合は、条例の改正を検討しなければならないこともあり得ます。
田 口 委 員	ありがとうございます。市民課の住民基本台帳事務については、来年度に

	開催予定で、加えて、来年度は法改正に伴うものがあるかもしれないということです。
田 中 所 長	その他、情報公開・個人情報保護制度の毎年度の実施状況については、毎年 8 月の「広報ところざわ」に掲載していますので、その報告についても次年度の審議会で報告いたします。
議 長	その他に無いようでしたらこれで閉じたいと思いますがよろしいですか。
委 員	(質問・意見なし)
議 長	特に無いようですので本日の審議を終了いたします。以後の進行を事務局にお返しいたします。
守 谷 課 長	千種会長におかれましては議事の進行をありがとうございました。委員の皆様におかれましては長時間のご審議ありがとうございました。以上をもちまして令和7年度第2回所沢市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上